



富田林市告示第153号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したので、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年12月14日

富田林市長 吉村善美



地区名称	位置	地区面積
若松町五丁目5	若松町五丁目地内	約 0.00 ha (34m ²)
須賀5	須賀一丁目地内	約 0.02 ha
須賀6	須賀一丁目地内	約 0.04 ha
須賀10	須賀二丁目地内	約 0.09 ha

「区域は特定生産緑地解除図のとおり」